

はじめに

1. インド① : インド会社法改正案の下院承認
 2. インド② : 小売業に対する外国直接投資規制の緩和に関する議会承認
 3. シンガポール : 個人情報保護法の一部施行
 4. ベトナム : 国内に拠点を持たない外国貿易業者による輸出入に関する規制
- 今号のコラム - インドネシア -

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 11 号(2013 年 1 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド①: インド会社法改正案の下院承認

2012 年 12 月 18 日、インド会社法改正案(Companies Bill 2012) (「新会社法案」)がインド連邦議会の下院(Lok Sabha)で承認されました。

新会社法案は、現行会社法(Companies Act 1956)を全般的に改正するものですが、日本企業が特に注目すべき改正項目として以下のものが挙げられます。

- ・ 現行会社法では認められていない一人株主による株式会社の設立の容認
- ・ 判例上、執行可能性が不明確であった公開会社における株式の譲渡に係る合意(プットオプションやコールオプション等)が執行可能であることの明確化
- ・ 上場会社等一部の公開会社における独立取締役の設置義務付け
- ・ 1 名以上の取締役をインド居住者とする義務付け
- ・ 監査役(Auditor)制度の強化
 - ① 監査役の任期を 5 年間とするとともに、定時株主総会で、毎年、監査役の選任を承認
 - ② 上場会社等の一定の会社については、個人監査役は 5 年以上、法人監査役は 10 年以上連続して同一の会社の監査役の職務に従事することを禁止
 - ③ 監査役の独立性を確保するため、会社との間で利益相反関係を発生させるような業務(例: 当該会社及びそのグループ会社に対する投資銀行サービスの提供等)等に監査役が従事することを禁止
 - ④ 監査役の任務懈怠等に対する罰則の強化
 - ⑤ 監査役が会社の不正行為(fraud)を発見した場合における中央政府への報告の義務付け
- ・ 連結財務諸表の対象に関連会社や合併会社を拡大
- ・ 会計基準・監査基準の遵守等を統括する組織として、国家財務報告省(National Financial Reporting Agency)を創設
- ・ 現金以外を対価とする株式の発行、90%以上の株式を保有する支配株主による少数株主からの株式買取等、一定の場合の登録価格査定人(registered valuer)による資産価値評価の義務付け
- ・ 純資産 50 億ルピー、総売上 100 億ルピー又は純利益 5,000 万ルピー以上の会社について、純利益の最低 2%の拠出を含む、CSR(Corporate Social Responsibility)活動の義務付け
- ・ インド国内会社と外国会社との間の合併の解禁
- ・ 取締役の責任追及に関連するクラスアクションの導入
- ・ 組織再編行為等を承認する機関として、National Company Law Tribunal 及び National Company Law Appellate Tribunal を創設

今後、新会社法案は、インド連邦議会の上院(Rajya Sbha)及び大統領の承認手続を経ることになります。新会社法の具体的内容は、施行規則に委任されている部分も多く、引き続き、インド連邦議会の上院(Rajya Sbha)での審議や施行規則等の制定状況を注視する必要があります。

弁護士 小山 洋平
 ☎ 03-5220-1824
 ✉ yohei.koyama@mhmiapan.com
 弁護士 関口 健一
 ☎ 03-6266-8562
 ✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

2. インド②:小売業に対する外国直接投資規制の緩和に関する議会承認

本ニュースレター第 8 号にてご紹介した、総合小売業(multi-brand retail)に対する外国直接投資規制の緩和が、2012 年 12 月 5 日及び 7 日に、インド連邦議会の下院(Lok Sabha)・上院(Rajya Sbha)でそれぞれ承認されました。

インド政府は、2012 年 9 月 20 日に、当該規制緩和に係るプレスノートを発行し、これらのプレスノートは同日に施行されましたが、野党を中心とする激しい反対を受けて、当該規制緩和に関する議会における採決を行いました。当該議会承認は、法的に必要とされているものではなく、特段の法的拘束力を持つものではありませんが、インド政府が推進する一連の規制緩和の追い風となることが期待されます。

弁護士 小山 洋平
 ☎ 03-5220-1824
 ✉ yohei.koyama@mhmiapan.com
 弁護士 関口 健一
 ☎ 03-6266-8562
 ✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

3. シンガポール:個人情報保護法の一部施行

2013 年 1 月 2 日、シンガポールでは、日本の個人情報保護法に相当する Personal Data Protection Act (“PDPA”)が施行されました。但し、適用を受ける組織が PDPA に対応する期間を確保するため、DNC 登録(以下に記載します。)については 12 ヶ月、個人情報保護規定については 18 ヶ月、それぞれ施行が猶予されており、今回施行されたのは目的・定義規定といった一般規定、PDPA の施行のための機関である Personal Data Protection Commission (“PDPC”)やその命令・決定に対する不服申立て機関を設置する規定など、PDPA の一部の規定です。PDPA の概要は以下のとおりです。

日本と異なる規制

PDPA は、真偽を問わず、当該情報自体によって個人を特定できたり、又は、当該情報のみでは個人を特定できなくとも、当該情報の取得者が入手しうる他の情報と組み合わせることで、個人を特定できるような情報を「個人情報」(Personal data)と定義し、その収集、使用及び開示につき、原則として、当該個人に目的を通知した上で、その同意を得なければならないといった規制を設けています。このような規制の枠組み自体は日本の個人情報保護法と類似するものですが、(i)日本では、その保有する個人情報によって特定される個人の数 が 5,000 人以下であれば、個人情報保護法の適用が除外されるのに対し、PDPA ではそのような除外規定がない、(ii)日本では死者の情報は「個人情報」として保護されないのに対し、PDPA では一定の範囲で死者の情報も保護される等、日本より規制が厳しくなっている面もあります。

DNC 登録制度

DNC 登録制度(Do Not Call Registry)とは、事業者が、PDPC にシンガポールでの電話番号を登録した個人に対しては、電話・SMS/MMS・FAX により、商品やサービスの売り込みや広告を行うことを目的とする商用メッセージを送ることを禁止するものです。そのため、そのような商用メッセージを送信しようとする事業者には Commission への確認義務が課せられています。

PDPA は、シンガポール国内で個人情報を取り扱う限り、シンガポール法人であるか、またシンガポールに本社や事業所を有するかにかかわらず、適用されます。

また、従業員が PDPA に違反する行為を行った場合、使用者による承認・認識がなかったとしても、使用者も当該違反を行ったものとみなされます。これを覆すには、使用者側で、従業員による違反行為が生じない合理的な防止措置をとっていたことを証明する必要があります。

シンガポールで個人情報を取り扱う可能性のある日本企業は、PDPA に関する今後の実務に留意する必要があります。

弁護士 川村 隆太郎
☎ 65-6593-9754 (シンガポール)
☎ 03-6212-8352
✉ ryutaro.kawamura@mhmjapan.com
弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhmjapan.com

4. ベトナム:国内に拠点を持たない外国貿易業者による輸出入に関する規制

2012 年 9 月 27 日、ベトナム国内に拠点を持たない外国貿易業者による輸出入に関する規制に関する Circular (No. 28/2012/TT-BCT、以下「本通達」)が公布され、同年 11 月 15 日に施行されました。

(1) 本通達の位置付け

ベトナムでは、WTO 加盟以前は、外国貿易業者が輸出入を行う場合、現地法人を設立するか、現地の仲介業者を起用しなければならず、ベトナム国内に拠点を持たない場合には直接に輸出入を行うことは認められていませんでした。しかし、2007 年に、WTO 加盟時のコミットメントに基づき、ベトナム国内に拠点(子会社、支店、駐在事務所等)を持たない外国貿易業者に対し、ベトナム法及び WTO に基づく上記コミットメントに基づき段階的に自由化される品目についての輸出入を認める Decree (No. 90/2007/ND-CP、以下「本議定」)が公布されました。本通達は、本議定の内容をより詳細に規定したものです。

(2) 本通達の内容

本通達において、ベトナム国内に拠点を有さない外国貿易業者による輸出(輸出を目的とした流通販売を含む)については、事業登録されているベトナム業者から輸出品を直接購入する場合のみが認められています。他方、輸入については、輸入品を流通販売することを事業登録しているベトナム業者に対して直接販売する場合のみが認められています。そのほか、ベトナム法又は国際条約に別段の定めがない限り、商品を購入又は販売する場所を開設するためのネットワークを構築したり、参加することはできないものとされています。

手続面では、ベトナム国内に拠点を持たない外国貿易業者が直接に輸出入を行う場合、商工省 (Ministry of Industry and Trade) に登録する必要があります。登録証明書の有効期間は 5 年間です。

外国貿易業者は、登録証明書を取得したり内容に変更があった場合、5 営業日以内に、「マスメディア」にその内容を公表しなければなりません。このような「マスメディア」として、インターネットニュースも認められています。

本議定では、登録証明書を取得した外国貿易業者は、年に一度又は商工省の要求に基づき、輸出入に関する報告を行う義務が規定されていましたが、本通達では、(i)このような年次報告について、所定の様式に基づき監査済財務諸表を添付して毎年 3 月 31 日までに提出すること、(ii)同年次報告書はベトナム語に翻訳し、かつ領事認証又はベトナム公証役場による認証を受けることとされています。また、本通達では、商工省から輸出入に関する報告を要求された場合、5 営業日以内に報告を行う義務があります。

現地法人等を設立することなく、ベトナムにおいて輸出入に関する活動に従事する外国貿易業者は、本通達の規制及び実務運用に注視する必要があります。

弁護士 小山 洋平
 ☎ 03-5220-1824
 ✉ yohei.koyama@mhmiapan.com
 弁護士 梅津 英明
 ☎ 03-6212-8347
 ✉ hideaki.umetsu@mhmiapan.com
 弁護士 山口 健次郎
 ☎ 03-6266-8792
 ✉ kenjiro.yamaquchi@mhmiapan.com

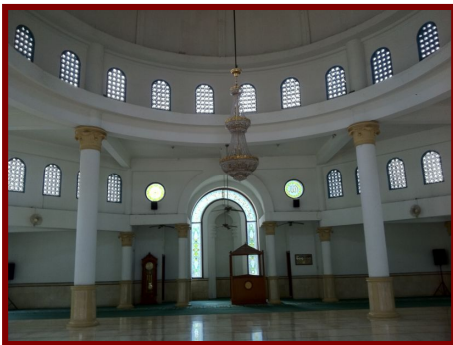
今月のコラム - インドネシア -

ご案内のように、インドネシアの人口の大多数はイスラム教徒であり、インドネシアは世界最大のイスラム人口を擁する国家です。日本では馴染みの少ないイスラム教ですが、イスラム教の教えはイスラム教徒の生活に密接しており、インドネシアでビジネスを行う場合、注意すべき事項がいくつかあります。

例えば、イスラム教徒は、教義上、毎日 5 回のお祈りを捧げる義務があり、また、特にイスラム教徒の男性は、毎週金曜日のお昼の時間帯に礼拝を行うことも義務付けられています。雇用者は、労働者が信仰する宗教に義務付けられた礼拝を行う場合、労働者に対して十分な機会を与えなければならないという法的義務を負っています。また、ビジネスパートナーとなる相手方がイスラム教徒である場合には、面談等を行う場合、このような宗教的行為に配慮してスケジュールを組む必要があります。



【イスラム寺院の外観】



【イスラム寺院の内部】

また、特に、断食月(ラマダン)の約 1 ヶ月の間、イスラム教徒は、日の出から日没まで一切の飲食を断ち、心身の修行に励みます。ジャカルタのある一日の例では、午前 4 時 35 分までに朝食を済ませます。その後、午後 5 時 57 分の日没まで、食事のみならず、一滴の水も飲みません。そして、日没後に、食物に感謝し、断食明け(ブカ・プアサ)を祝います。なお、病気や妊娠等合理的な事情がある場合には、日中の断食は免除されています。

企業は、従業員が断食明け前に帰宅することができるよう、勤務時間を短くしたり、シフトを前倒ししたり、昼休みを短縮するなどして、終業時間を早めるなど、イスラム教徒に対する配慮を行うのが一般的といわれています。

2013 年は、8 月 8 日(木)、9 日(金)が断食明け(イドゥル・フィトリ)として国民の休日とされており、その直前約 1 ヶ月間がラマダンとなります。8 月 5 日(月)-7 日(水)が政令指定休日とされており、同日を休日とする場合、連続 9 日の大型連休となります。多くのイスラム教徒は、帰省して、断食明けを故郷にて家族とともに過ごします。

その他、イスラム教徒は、豚やアルコールを摂取することができない点も留意が必要です。イスラム教徒は、豚肉そのもののみならず、豚に由来する調味料を含む食品など、豚を含む食品を食べてはいけなさとされています。インドネシア人をもてなすために食事を振舞う場合には、注意が必要です。また、一見して豚肉を使用していないように見える食品であっても、原材料表示をよく見ると豚の油脂など原材料に豚が含まれている場合もありますので、お土産として食品をイスラム教徒に渡したりする場合にも、注意が必要です。

(弁護士 田中光江)

セミナー・文献情報

- ▶ セミナー 『シンガポール地域統括会社を構築・活用するための法務と税務 –シンガポールでの実務経験に基づく具体例を交えて–』
 開催日時 2013年2月7日(木)13:30~16:30
 講師 関口 健一
 主催 金融ファクシミリ新聞社 (<http://www.fng-net.co.jp/>)

- ▶ セミナー 『2012 第10期 グローバルトップセミナー 第20回 「インド進出法務・労務問題」』
 開催日時 2013年2月9日(土)11:00~12:00
 講師 小山 洋平
 主催 公益財団法人日本生産性本部 (<http://seminar.jpc-net.jp/>)

- ▶ 論文 『企業法務 深まりと広がりをもせるアジア法務—地域統括拠点・投資協定・ミャンマー・バングラデシュ等の新展開』
 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.25 No.2(通巻 691号) 2013年2月1日刊
 著者等 武川 丈士、小松 岳志、梅津 英明、関口 健一

- ▶ 論文 『東南アジア諸国における不動産法制』
 掲載誌 企業会計 Vol.65 No.2 2013年2月21日刊
 著者等 川村 隆太郎

News

- ▶ 2013年1月、新人弁護士(22名)が入所しました。
- ▶ ブルームバーグの2012年日本M&Aリーグテーブルにて1位(案件金額)を獲得しました。
- ▶ トムソン・ロイターのM&Aリーガル・アドバイザーのランキングにて1位を獲得しました。
- ▶ マージャーマーケット2012年M&Aリーガル・アドバイザーリーグテーブルにて1位を獲得しました。
- ▶ DealogicのM&A法務アドバイザー・ランキングにて1位(案件金額)を獲得しました。
- ▶ Asia Law & PracticeのAsialaw Profiles 2013 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic Law Firmsにて高い評価を得ました。
 Asialaw Profiles 2013 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic Law Firmsにて、当事務所はRecommended firmsとして紹介され、10の分野で特に高い評価を得ました。
 また、Asialaw recommended lawyersとして、当事務所の弁護士11名がとりあげられました。
- ▶ 日本経済新聞の「2012年活躍した弁護士ランキング」にて高い評価を得ました。
 2012年12月19日発表の日本経済新聞社による第8回「企業法務・弁護士調査(2012年活躍した弁護士ランキング)」にて、外国法部門にて射手矢 好雄 弁護士をはじめ、複数の部門で当事務所の弁護士が選ばれました。
- ▶ マージャーマーケットとファイナンシャルタイムズのAsia-Pacific M&A Awards 2012にてLegal Advisor of the Yearを受賞しました。

MHM Asian Legal Insights 第11号(2013年1月号) [2013.1.22発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
 森・濱田松本法律事務所 広報担当
 mhm_info@mhmjapan.com
 03-6212-8330

www.mhmjapan.com